



# 宮 崎 県 公 報

平成26年7月31日(木曜日) 第2612号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 ( “ ) 1	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所 ) の指定…………… ( “ ) 1	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事 業所) の名称の変更…………… ( “ ) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事 業所) の所在地の変更…………… ( “ ) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事 業所) の廃止…………… ( “ ) 2	
○登録研修機関の事業所の名称又は所在地の変更 (長寿介護課) 3	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (障害福祉課) 3	
○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 3	
○民有林の保安林の指定予定 (2 件) …………… (自然環境課) 3	

○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明 について…………… (自然環境課) 4	
○漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の 一部改正…………… (水産政策課) 4	
○宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出…………… (会計課) 5	

### 公 告

○肥料の登録…………… (営農支援課) 5	
○肥料の登録の有効期間の更新…………… ( “ ) 5	
○肥料の登録の失効…………… ( “ ) 6	
○土地改良区の役員の就退任の届出 (3 件) …… (農村整備課) 6	
○土地改良区の役員の退任の届出…………… ( “ ) 8	
○土地改良区の定款変更の認可 (2 件) …………… ( “ ) 8	
○入札公告…………… 8	

### 病院局公告

○入札公告…………… 9	
--------------	--

### 公安委員会公告

○警備員指導教育責任者講習の実施について……………10	
-----------------------------	--

## 告 示

### 宮崎県告示第 433号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年7月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
鮫島歯科医院	日向市原町4丁目5番11号	平成26年6月1日

### 宮崎県告示第 434号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年7月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
鮫島歯科医院	日向市原町4丁目5番11号	平成26年5月31日
甲斐歯科医院	西臼杵郡日之影町大字七折2106番地	平成25年10月1日

### 宮崎県告示第 435号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第1項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年7月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社七草ケア	都城市久保原町26街区6の1号	デイサービス七草ケア	都城市久保原町26街区6の1号	平成26年6月10日
合同会社ライフプロジェクト宮崎	西都市旭2丁目41番地	デイサービスここ笑み	西都市旭2丁目41番地	平成26年6月9日

有限会社ウエハラ	小林市野尻町東麓2658-86	カルチャー型デイサービス 幸ちゃんの家 創	西諸県郡高原町大字広原字下鷹巣原2629番地 2	平成26年 6月9日
有限会社あい愛ライフ	延岡市出北3丁目11番14号	あい愛デイサービス	延岡市出北3丁目11番14号	平成26年 6月5日
森山産業株式会社	都城市南鷹尾町11街区40号	ウエルライフパークデイサービスセンター	都城市南鷹尾町11街区5号	平成26年 6月1日
医療法人社団光学堂	延岡市愛宕町3丁目23番地	訪問看護事業所あたご	延岡市愛宕町3丁目23番地	平成26年 6月1日
医療法人社団光学堂	延岡市愛宕町3丁目23番地	訪問介護事業所あたご	延岡市愛宕町3丁目23番地	平成26年 6月1日
株式会社ふくじゅ	小林市堤24-13番地5	グループホームふくじゅ	小林市堤24-13番地5	平成26年 4月1日

宮崎県告示第 436号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年 7月31日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社悠々福祉サービス	西臼杵郡高千穂町大字三田井3258番地 2	有限会社日豊福祉サービスグループホーム高千穂	西臼杵郡高千穂町大字三田井3258番地 2

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
有限会社日豊福祉サービス グループホーム高千穂	有限会社悠々福祉サービス グループホーム高千穂	平成26年 6月10日

宮崎県告示第 437号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年 7月31日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社あかり	日南市大字益安16-27-5	株式会社あかり	日南市大字平野27-76番地 4
合同会社風雅	都城市都原町38番地 2	訪問介護ステーション秋桜	都城市都原町38番地 2

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
日南市大字平野2776番地 4	日南市大字益安1627-5	平成26年 6月17日
都城市都原町38番地 2	都城市都原町 6-2メゾン E T O 5 102	平成26年 3月10日

宮崎県告示第 438号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年 7月31日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人武雅会	えびの市大字原田2236番地	訪問看護ステーションひかり	えびの市大字原田2200番地9	平成25年2月18日

**宮崎県告示第 439号**  
 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第11条の規定により、登録研修機関の事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。  
 平成26年7月31日  
 宮崎県知事 河野俊嗣

登 録 番 号	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
4510001	株式会社ヒューマンコ ール宮崎営業所	宮崎市太田一丁目3番 11号	株式会社ヒューマンコ ール宮崎営業所	宮崎市大橋一丁目7番 地	平成26年5月12日

**宮崎県告示第 440号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成26年7月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
イオン薬局 多々良店	延岡市	薬局	平成26年 8月1日

**宮崎県告示第 441号**

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成26年7月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
26年-26	映画	背徳の海 情炎に溺れて	竹洞組 <オーピー映画>	平成26年7 月22日
26年-27	映画	女体銃 ガン・ウーマン/GUN WOMAN	ティ・ジョイ <ティ・ジョイ>	
26年-28	映画	盗撮ファミリー 母娘ナマ中継	田中組 <オーピー映画>	
26年-29	映画	婚活占い 浴衣でチラリ	渡辺(元)組 <オーピー映画>	
26年-30	映画	巨乳天国 ナースの谷間	加藤組 <大蔵映画>	
26年-31	映画	若妻 むっちりした肉体	橋口組 <新東宝映画>	
26年-32	映画	ピアノ・レッスン HDリマスター版 (原題) THE PIANO	カルチュア・パブリッシャーズ ユニット (オーストラリア、 ニュージーランド、フランス)	
26年-33	映画	NY心霊捜査官 (原題) DELIVER US FROM EVIL	ソニー・ピクチャーズ (アメリカ)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県知事 河野俊嗣

**宮崎県告示第 442号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成26年7月31日

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字大平字谷ノ奥479-19（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 443号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。  
 平成26年 7 月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字星倉字時任5277、5287
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
 字時任5277・5287（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

- 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 444号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成25年農林水産省告示第 2826号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する西都市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。  
 平成26年 7 月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名  
 西都市役所  
 井上夏樹、甲斐熊袈裟、甲斐丞助、黒木福水、上杉藤袈裟、杉田フミヨ、杉田藤次郎、杉尾フミエ、菅原道男、中武貞夫、中武利晴、長友繁夫、濱砂博信
- 2 通知の要旨  
 (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。  
 (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成25年農林水産省告示第2826号によること。

宮崎県告示第 445号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定（平成14年宮崎県告示第 427号）の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。  
 なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。  
 平成26年 7 月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
延岡市 第二加 入区	[略]	1 旧土々呂漁業協同組合の地区 の者が営む小型機船底びき網等 漁業 2 [略] 3 旧土々呂漁業協同組合の地区 の者が営む小型漁船漁業であっ て 1 及び 2 に掲げる漁業以外の もの及び小型かつお漁業（総ト ン数10トン以上20トン未満の漁 船により、釣りによって、かつ おをとることを目的とする漁業 をいう。） 4 旧鯛名漁業協同組合の地区の 者が営む小型機船底びき網等漁	延岡市 第二加 入区	[略]	1 [略] 2 小型漁船漁業であって 1 に掲 げる漁業以外のもの、小型かつ お漁業（総トン数10トン以上20 トン未満の漁船により、釣りに よって、かつおをとることを目 的とする漁業をいう。以下同じ 。）及び小型定置漁業

		業及び小型定置漁業 5 旧鯛名漁業協同組合の地区の 者が営む小型漁船漁業であって 4 に掲げる漁業以外のもの		
[略]			[略]	

宮崎県告示第 446号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成26年7月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	
都城市山之 口町富吉32	一般社団法 人宮崎県猟	都城市高城 町大井手 7	一般社団法 人宮崎県猟	平成26年 7月16日

67番地 5 外山公従宅 内 一般社 団法人宮崎 県猟友会	友会	82番地 1 落合和弘宅 内 一般社 団法人宮崎 県猟友会	友会
---	----	---	----

公 告

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成26年7月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生 産 業 者		登録年月日
					名 称	所 在 地	
宮崎県第 1016号	乾燥菌体肥 料	乾燥菌体 S	T N 6.0 T P 2.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他の制限事 項は公定規格の とおり	株式会社都城化製	宮崎県都城市高野町1237番地 89	平成26年4月 4日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : りん酸全量

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成26年7月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生 産 業 者		登 録 の 有 効 期 間
					名 称	所 在 地	
宮崎県第 918号	加工家きん ふん肥料	3.0加工家 きんふん肥 料	T N 3.0 T P 3.0 T K 2.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他の制限事 項は公定規格の とおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	自 平成 2 年 6 月 1 日 至 平成32年 5 月 31 日
宮崎県第 978号	副産動物質 肥料	ガイアスパ ワー	T N 6.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他の制限事 項は公定規格の とおり	日本バイオ肥料株 式会社	静岡県磐田市前野2226番地	自 平成17年 5 月 19 日 至 平成29年 5 月 18 日
宮崎県第 932号	魚廃物加工 肥料	マリンパワ フル	T N 5.0 T P 4.0 T K 1.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり	串間市漁業協同組 合	宮崎県串間市大字西方 15071 番地 128	自 平成 5 年 6 月 10 日 至 平成29年 6 月 9 日
宮崎県第 919号	乾燥菌体肥 料	5.0乾燥菌 体肥料	T N 5.0 T P 2.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	自 平成 2 年 8 月 1 日 至 平成29年

				とおり その他の制限事 項は公定規格の とおり			7月31日
宮崎県第 942号	配合肥料	有機入り 683号	T N 6.0 T P 8.0 C P 3.5 T K 3.0 C K 3.0 W K 2.0 C M g 1.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他の制限事 項は公定規格の とおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	自 平成11年 9月9日 至 平成32年 9月8日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : りん酸全量、C P : く溶性りん酸、T K : カリウム全量、C K : く溶性カリウム、  
W K : 水溶性カリウム、C M g : く溶性苦土

肥料取締法 (昭和25年法律第 127号) 第14条の規定により、次の  
とおり肥料の登録は、失効した。

平成26年7月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生 産 業 者		失効年月日
					名 称	所 在 地	
宮崎県第 995号	肉骨粉	チキン肉骨 粉 9 - 5	T N 9.0 T P 5.0	その他の制限事 項は公定規格の とおり	南九州畜産残渣処 理協同組合	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	平成26年5月 12日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : りん酸全量

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により  
、南浦土地改良区 (延岡市) の役員の就任及び退任について次のと  
おり届出があった。

平成26年7月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	阿波野 修 一	延岡市熊野江町2494番地イ号
理 事	甲 斐 幸 元	延岡市須美江町 420番地
理 事	阿波野 和 利	延岡市熊野江町2475番地 1
理 事	河 野 久 喜	延岡市熊野江町66番地
理 事	大田尾 博	延岡市熊野江町1336番地
理 事	佐 藤 一 彦	延岡市須美江町 850番地 1
監 事	樋 永 孝 光	延岡市須美江町 175番地
監 事	甲 斐 伸 久	延岡市熊野江町2046番地 1

(任期：平成29年5月15日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	河 野 孝 夫	延岡市熊野江町2246番地
理 事	佐 藤 重 任	延岡市須美江町 477番地
理 事	深 田 洋 史	延岡市熊野江町2480番地 9
理 事	河 野 久 喜	延岡市熊野江町66番地
理 事	甲 斐 勲	延岡市熊野江町 881番地
理 事	甲 斐 幸 元	延岡市須美江町 420番地
監 事	阿波野 修 一	延岡市熊野江町2494番地イ号
監 事	樋 永 孝 光	延岡市須美江町 175番地

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により  
、神之水土地改良区 (高千穂町) の役員の就任及び退任について次  
のとおり届出があった。

平成26年7月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	藤 野 英 明	高千穂町大字上野 293番地 2
理 事	佐 藤 義 孝	高千穂町大字上野1353番地
理 事	佐 藤 保 伯	高千穂町大字上野 701番地
理 事	佐 藤 浩 二	高千穂町大字上野 201番地 1
理 事	阿 南 範 文	高千穂町大字上野 556番地
理 事	佐 藤 隆 治	高千穂町大字上野 992番地
理 事	大 崎 富美夫	高千穂町大字上野 890番地 2
理 事	工 藤 チヨ子	高千穂町大字上野1126番地
理 事	佐 藤 一 利	高千穂町大字上野1228番地
監 事	阿 南 芳 幸	高千穂町大字上野 475番地 2
監 事	戸 高 清 次	高千穂町大字上野 441番地

(任期：平成30年3月31日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 長 生	高千穂町大字上野 548番地
理 事	藤 野 英 明	高千穂町大字上野 293番地 2
理 事	緒 嶋 清 隆	高千穂町大字上野1416番地
理 事	戸 高 清 次	高千穂町大字上野 441番地
理 事	田 部 虎 生	高千穂町大字上野1113番地
理 事	飯 干 金 盛	高千穂町大字上野 950番地 3
理 事	飯 干 政 治	高千穂町大字上野 929番地
理 事	佐 藤 保 伯	高千穂町大字上野 701番地
理 事	佐 藤 貞 久	高千穂町大字上野1313番地
監 事	佐 藤 邦 雄	高千穂町大字上野 201番地
監 事	阿 南 芳 幸	高千穂町大字上野 475番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により

、浜之瀬土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年7月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 昭 男	高千穂町大字下野 444番地 3
理 事	岡 部 幸 孝	高千穂町大字上野 101番地
理 事	江 藤 忠	高千穂町大字下野2074番地
理 事	森 正 明	高千穂町大字下野 528番地
理 事	田 邊 照 國	高千穂町大字下野 502番地
理 事	佐 藤 哲 治	高千穂町大字下野2305番地
理 事	山 本 光 男	高千穂町大字上野 435番地
理 事	甲 斐 スミ子	高千穂町大字上野24番地 5
監 事	江 藤 裕 司	高千穂町大字下野1955番地
監 事	工 藤 博 志	高千穂町大字下野 314番地 2

(任期：平成30年3月31日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	江 藤 忠	高千穂町大字下野2074番地
理 事	甲 斐 昭 男	高千穂町大字下野 444番地 3
理 事	甲 斐 英 樹	高千穂町大字下野1972番地
理 事	江 藤 徹	高千穂町大字下野1433番地
理 事	江 藤 誠 一	高千穂町大字下野 617番地
理 事	佐 藤 孝 志	高千穂町大字下野2449番地
理 事	押 方 哲 也	高千穂町大字下野44番地 3
理 事	岡 部 幸 孝	高千穂町大字上野 101番地
理 事	飯 干 延 子	高千穂町大字上野23番地
監 事	江 藤 裕 司	高千穂町大字下野1955番地
監 事	工 藤 博 志	高千穂町大字下野 314番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成26年 7 月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	中 神 義 久	小林市野尻町紙屋3991番地 8

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、牟田原土地改良区（小林市）から平成26年 6 月 9 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成26年 7 月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、堤土地改良区（小林市）から平成26年 6 月26日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成26年 7 月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成26年 7 月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 県立学校校務用コンピュータ 430台
  - (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
  - (2) 納入期限 平成26年 9 月30日
  - (4) 契約期間 平成26年10月 1 日から平成31年 9 月30日まで（60 月）
  - (5) 納入場所 仕様書による。
  - (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 8 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年宮崎県条例第81号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
  - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契

約に違反した場合

- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
  - (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
  - ア 平成26年宮崎県告示第 130号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）、データエントリー及びその他のものであること。
  - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
  - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。
  - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
  - オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
  - (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成26年 8 月21日までに提出しなければならない。
- なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号 郵便番号 880-8502 電話番号0985 (26) 7235
  - (2) 期間 平成26年 7 月31日から平成26年 9 月 9 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- 5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間
- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
  - (2) 期間 平成26年 7 月31日から平成26年 8 月21日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- 6 入札説明会
- 入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については平成26年 8 月21日午後 5 時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあつては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したのものに関しては、メール又はホームページで通知する。
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
  - (2) 提出期限 平成26年 9 月 9 日午後 5 時
  - (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあつては書留郵便に限る。）により提出すること。
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁 4 号館 2 階 教育共用会議室
  - (2) 日時 平成26年 9 月10日午後 2 時
- 9 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100条の規定による。



- 10 入札の無効に関する事項  
宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法  
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等  
宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号 郵便番号 880-8502 電話番号0985 (26) 7235
- 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 14 その他  
(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。  
(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きの停止等があり得る。  
(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary  
(1) Nature and quantity of the service required: Personal computers for school affairs : 430 computers  
(2) Time limit for tender: 5:00.p.m.9 September 2014  
(3) Contact point for the notice: Management Section, Finance and Welfare Division, Miyazaki Prefectural Board of Education, 1-9-10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-26-7235

## 病院局公告

### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成26年7月31日

県立日南病院長 鬼塚敏男

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 ホルミウムレーザー手術器械 一式  
(2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。  
(3) 物品納入期限 平成26年11月28日  
(4) 納入場所 県立日南病院 手術室  
(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 8 に相当する金額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。  
ア 平成26年宮崎県告示第 130号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。なお、当該競争参加資格については、宮崎県総務部総務事務センターにおいて受け付けている。  
イ 薬事法 (昭和35年法律第 145号) 第39条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。  
ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱 (昭和46年宮崎県告示第 93号) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) を受けていないこと。

なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成26年9月1日までに県立日南病院医事課財務担当に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

#### 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立日南病院医事課財務担当 宮崎県日南市木山 1 丁目 9 番 5 号 郵便番号 887-0013 電話番号0987 (23) 3111  
(2) 期間 平成26年7月31日から平成26年9月11日まで (土曜日及び日曜日を除く。)

#### 4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 県立日南病院医事課財務担当  
(2) 期間 平成26年7月31日から平成26年9月11日まで (土曜日及び日曜日を除く。)

#### 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立日南病院医事課財務担当  
(2) 提出期限 平成26年9月12日 午前10時10分  
(送付にあつては平成26年9月11日 午後5時必着)  
(3) 提出方法 持参又は送付 (郵便にあつては、書留郵便に限る。) により提出すること。

#### 6 開札の場所及び日時

- (1) 場所 県立日南病院 2 階第 2 会議室 宮崎県日南市木山 1 丁目 9 番 5 号  
(2) 日時 平成26年9月12日 午前10時10分

#### 7 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程 (平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号) 第81条の規定による。

#### 8 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。

#### 9 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

#### 10 契約に関する事務を担当する部局等

県立日南病院医事課財務担当 宮崎県日南市木山 1 丁目 9 番 5 号 郵便番号 887-0013 電話番号0987 (23) 3111

#### 11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 12 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。  
(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場

合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the Products to be Purchased:Pulse Holmium Yag Laser 1 Set
- (2) Time Limit for Tender:10:10 a.m. 12 September, 2014
- (3) Contact Point for the Notice: Medical Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital, 1-9-5 Kiyama, Nichinan-City, Miyazaki, 887-0013 Japan. Tel:0987-23-3111

**公安委員会公告**

宮崎県公安委員会公告第15号

警備業法(昭和47年法律第 117号)第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成26年 7 月31日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
追加取得講習	1号警備業務	平成26年10月14日(火)から10月17日(金)まで	20人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第 4 条に規定する 1 級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 検定規則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。)第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3  
 宮崎県技能検定センター(旧名称宮崎地域職業訓練センター)  
 電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

- (1) 提出先  
 受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。
- (2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
1号警備業務	平成26年 9 月 1 日(月)から 9 月12日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)

イ 2 に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2 の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2 の(2)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(ウ) 2 の(3)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2 の(4)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(オ) 2 の(5)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	1号警備業務	23,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会(電話代表0985-28-0518)に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。